

第1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

開口部の条件			無窓階判定 (規則第5条の5)		
			足場有り	足場無し	
■ガラス開口の種類■ 普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ6.0ミリ以下	引き違い	○	○	
		F I X	○	○	
	厚さ10.0ミリ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
	線入板ガラス又は網入板 ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い	△	△
			F I X	×	×
厚さ10.0ミリ以下		引き違い	△	×	
		F I X	×	×	
強化ガラス	厚さ6.0ミリ以下	引き違い	○	○	
		F I X	○	○	
	厚さ10.0ミリ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
超耐熱結晶化ガラス	厚さ5.0ミリ以下	引き違い	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	フロート板ガラス6ミリ以下+PVB 30m i l以下+フロート板ガラス6 ミリ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB3 0m i l以下+フロート板ガラス5ミ リ以下	引き違い	△	△	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス5ミリ以下+PVB 60m i l以下+フロート板ガラス5 ミリ以下	引き違い	△	×	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB6 0m i l以下+フロート板ガラス6ミ リ以下	引き違い	△	×	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス3ミリ以下+PVB 60m i l以下+型板ガラス4ミリ以 下	引き違い	△	×	
		F I X	×	×	

合わせガラス	フロート板ガラス6ミリ以下+EVA 中間膜0.4mm以下+PETフィルム 0.13mm以下+EVA中間膜0.4 mm以下+フロート板ガラス6ミリ以 下	引き違い	△	△
		FIX	×	×
	フロート板ガラス6ミリ以下+EVA 中間膜0.8mm以下+フロート板ガラ ス6ミリ以下	引き違い	△	△
		FIX	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+EVA中 間膜0.4mm以下+PETフィルム 0.13mm以下+EVA中間膜0.4 mm以下+フロート板ガラス5ミリ以 下	引き違い	△	△
		FIX	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い	×	×
		FIX	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラス（窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む）は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

- 1 「足場有り」とは、避難階、バルコニー等（避難上有効な構造を有するもの）、または屋上広場等破壊作業のできる部分が5（6）「足場の基準」により設けられているもの。
- 2 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸等を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものであること。なお、「引き違い」については、片面が規則第5条の5に規定する有効開口面積を有しなければならないものとする。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 凡例
 - …………… 開口部として取り扱うことができる。
 - △ …………… ガラスを一部破壊し、外部から開放できるものとして、概ね開口面積の2分の1を有効開口として取り扱うことができる。
 - × …………… 開口部として取扱うことはできない。
- 5 前3（1）イe、fに掲げるガラス以外の合わせガラスの取扱いは、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（通知）」（平成19年3月27日消防予第111号）の結果とする。なお、メーカー等が破壊試験を実施した場合について、有効開口部として認める場合は、試験内容等を慎重に確認して、判断すること。